

本校の校則について

①ルールメイキングプロジェクトについて

本校では、令和4年度4月よりルールメイキングプロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、生徒と教員が対話をし、校則の見直しを通じて生徒の主体性を発揮させ、生徒と教員がともに成長していくことを目指すものです。さらに、学校外にも活動を広げることで、地域や企業などの理解を得られる学校を目指しています。

<プロジェクト内容>

- ・生徒と教員が校則についての意見交換を行う。
- ・保護者、地域、企業の意見も集約する。
- ・生徒と教員が意見交換する中で考えた校則を、実際に試行し、その結果を検証する。
- ・最終的には校則の見直しの提案を行う。
- ・なお、改定された校則も、時代に応じて随時検討し、見直しを重ねていく。

<プロジェクト組織>

全校生徒有志10名程度を募集し、教員と対話して校則の見直しをするための組織とする。

<備考>

- ※ 現在、次の生徒心得(次ページ以降参照)で運用しています。

②生徒心得（現行：令和6年4月1日改訂）

学校は、生徒の皆さんにとって安心安全で、将来の自己実現のために成長できる場所であればいけません。また、教科の学習だけでなく、集団生活を通して自分を認め他人を理解し受け入れる社会性や社会で生きるために必要な規範意識（ルールを守ろうとする気持ち）などを学ぶ場でもあります。この生徒心得には、皆さんが快適に足助高校での生活を送るための最低限の約束事と心構えが書かれています。しっかりと内容を理解し、学校生活・家庭生活に活用できるよう心がけてください。

1 礼儀、態度

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、責任ある態度で行動する。
- (2) 高校生としての品位を保ち、他人を尊重する言葉遣い、態度を心がける。
- (3) 時間やルールを守り、謙虚・感謝の気持ちを忘れず、前向きに生活する。
- (4) 来校者や教職員に対してはもちろん、生徒同士もあいさつを励行する。

2 日課及び出欠席に関する規定

(1) 登校時刻

生徒は8時45分までに登校する。

(2) 下校時刻

ア 生徒下校時刻 午後4時50分

イ 部活動等該当生徒下校時刻 午後6時30分

(3) 欠席・遅刻・早退・欠課・外出

遅刻等の判断は、チャイムの鳴り始めを基準とする。

ア 生徒は、正当な理由なく欠席・遅刻・早退・欠課をしない。

イ 生徒は、やむを得ず学校を欠席・遅刻する場合、原則として当日の午前8時30分までに保護者の方が「欠席・遅刻連絡フォーム」に入力・送信して学校へ連絡する。

ウ 生徒は、早退・外出をすることが事前に分かっている場合、早退・外出届を提出する。

エ 生徒は、登校遅刻、授業遅刻、早退及び外出をする際は、職員室にて所定の手続きを行う。

欠席・遅刻連絡フォームについて

<保護者の連絡方法>

次の3つの方法のどれかをお願いすることになります。

- ① 学校より送信された39メールに記載されたURLをクリックしフォームへアクセスする。
- ② 説明用に配布された保護者プリントのQRコードからフォームへアクセスする。
- ③ 本校HPより「ホーム>在校生・保護者の皆様>欠席・遅刻連絡フォーム」と進み、フォームへアクセスする。

いずれの方法も、初回アクセス後に「お気に入り」や「ブックマーク」に登録すればそのまま使えます。

<連絡フォームのQRコード>



<欠席・遅刻連絡フォーム>

アクセス後以下のような画面が現れ、欠席・遅刻・早退を選択すると、それぞれ選択肢が開きます。



3 制服・身だしなみに関する規定

(1) 制服

登下校の際は、必ず本校指定の制服を着用する。ただし、土・日及び祝日に部活動に参加する際は、制服の他に本校指定の体育服での登下校も可とする。また、改造服の着用は禁止する。着用にあたっては、生徒は正しく制服を着用する。生徒は、季節や天候・体調等に応じて各自で冬服・夏服・合服から選択して着用することとし、更衣移行期間は設けないものとする。ただし、式典については、次に定めた制服を着用することとする。

ア 入学式・卒業式 …… 冬服

イ 定例の式典 …… 夏服（ポロシャツは不可）、合服、冬服から生徒が各自で選択

離任式・新任式・一学期始業式・一学期終業式・二学期始業式
二学期終業式・三学期始業式・三学期終業式

ウ その他の式典（周年行事等）については、その時期に応じて夏服か冬服で統一することとする。

(2) 頭髪等

ア 特殊な髪型（パーマ、極端なブロックカット、ラインなど）を禁止する。

イ 脱色、毛染めは禁止する。加工した場合、元の髪色の状態に戻るまで黒染め等を行う。ヘアーアイロンやドライヤーの使用による髪の変色についても同様とする。

ウ 前髪は目にかからないようにする。

エ 化粧はしない。

(3) 履物

ア 通学靴は運動靴又はローファーとする。

イ 雨天時はレインシューズでもよい。

ウ サンドル、クロックス又はブーツ等での通学は禁止する。

(4) その他

ア 冬の防寒着については、学校推奨のコート又はこれに類する一般的な防寒具を着用する。

イ 手袋、マフラー等の防寒具は教室では着用しない。

ウ スカートの下にジャージ等は着用しない。防寒は、タイツやスラックスで対応する。

エ ピアス等の装飾品、マニキュア、カラーコンタクト等につけない。

※何らかの事由があつて異装する必要がある時は、「異装許可願」に保護者に必要事項を記入してもらい、生徒指導部が許可をする。

(5) 所持品

- ア 生徒は、身分証明書を常に携帯する。
- イ 生徒は、所持品には必ず記名をし、不必要な金銭や貴重品は持参しない。
- ウ 生徒は、娯楽用具又は雑誌等、学習に不必要なものは持参しない。
- エ 生徒は、物品を紛失、拾得又は盗難に遭った時は、速やかに担任に届け出る。
- オ 生徒は、みだりに金銭又は物品の貸し借りをしない。

(6) 携帯電話・スマートフォンの扱い

- ア 学校敷地内での携帯電話・スマートフォンの使用を原則として禁止する。
学校敷地内では、生徒は携帯電話の電源を切り、カバンの奥等に入れ、人目にふれないように管理する。(音楽プレーヤー等も同様の扱いとする。)
- イ 携帯電話・スマートフォンの貸借は原則として禁止する。
- ウ 家庭からの緊急な連絡については、学校を通じて当該生徒に連絡をしてもらうが、生徒が緊急に連絡したい場合は、教員に許可を得て使用する。
- エ 土、日及び祝日の部活動中及び課外活動中においても同様の扱いとする。
- オ 上記(ア)～(エ)に違反した場合は携帯電話を生徒指導部が一時預かり、指導を行う。
- カ 試験中は、携帯電話を教室内に持ち込んだだけで不正行為となり、特別指導の対象となる。
- キ 学校行事については、以下のルールのもとで使用を許可する。

(1) 体育祭

朝ST後から帰りのSTまで使用可能とし、グラウンドへの持ち込みを認める。競技中も使用可能とするが、競技者の使用は認めない。

(2) 文化発表会

文化発表会開会式後から文化発表会終了時まで使用可能とする。午後の芸術鑑賞会でのスマホの持ち込みは認めない。

(3) 学年行事

野外学習や修学旅行などの学年行事については、学年で適切にルールを定めて使用するかどうかを判断する。

キの(1)～(3)でスマホを使用する際の注意点

- 1) 写真、動画撮影のみ使用可能とする。
- 2) 写真や動画の共有は認めるが、本人の許可なく撮影することや、SNSでの投稿は禁止とする。
- 3) 紛失や盗難等のトラブルを防止するため、自己管理を徹底すること。

※度重なる違反があった場合も、特別指導の対象となる。

冬服

スラックス型制服

スカート型制服

冬服着用例

④冬用スラックスを着用



- ・ジャケット
- ・冬用スラックス
- ・長袖シャツ（マーク入り）
- ・ネクタイ

冬服着用例

④冬用スカートまたは、冬用スラックスを着用



- ・ジャケット
- ・冬用スカート
- ・長袖ブラウス（マーク入り）
- ・ニットベスト
- ・リボン

※ブレザー・スラックス・スカート・ネクタイ・リボンなどに記名すること。



PhotoRoom®



オプション

夏服

スラックス型制服

スカート型制服

夏服着用例

④夏用スラックスを着用



- ・夏用スラックス
- ・半袖シャツ（マーク入り）

モニター環境によって実際の色と多少異なる場合があります。

夏服着用例

④夏用スカートまたは、夏用スラックスを着用



- ・夏用スカート
- ・半袖ブラウス（マーク入り）

モニター環境によって実際の色と多少異なる場合があります。

※スラックス・スカートに記名すること。

合服

スラックス型制服

スカート型制服

合服着用例 ④夏用スラックスを着用



・夏用スラックス
・夏用長袖シャツ（マーク入り）

モニター環境によって実際の色と多少異なる場合があります。

合服着用例 ④夏用スラックスまたは、夏用スカートを着用



・夏用スラックス
・夏用長袖ブラウス（マーク入り）

モニター環境によって実際の色と多少異なる場合があります。

※合服はスラックス型制服は冬服のスラックスにカッターシャツ及びネクタイを着用する。スカート型制服は冬服のスカートまたはスラックスに長袖ブラウス及びリボンを着用する。

4 校内生活

- (1) 学業は生徒の本分であるから授業を大切にする。
- (2) 授業中は真面目に、常に積極性を持つとともに、他人の字習の妨げになる態度や行為を絶対にしない。
- (3) 授業をやむを得ない理由で欠課する場合は、事前に教科担任及び担任に届け出る。
- (4) 校内外での掲示、印刷物配付、放送、集会及び団体の結成あるいは参加については、事前に許可を願い出る。
- (5) 校内は常に清潔にし、環境の美化と整備に努める。
- (6) 建物・器具等の設備・備品を愛護し、破損・汚損等の行為をしない。破損の場合は必ず届け出る。不可抗力以外の破損については弁償することを原則とす

る。

- (7) 学校の施設・備品を使用する場合は、事前に生徒指導部の許可を得る。使用後は責任をもって片づけを行うこととする。
- (8) 貴重品の管理については各自で留意し、問題が起きた場合は速やかに届け出る。
- (9) 昼食は学校に持参し、教室で食べる。
- (10) 上級生・下級生は互いに協力し、よりよい校風づくりに励む。

5 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りを持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、学校の名誉を傷つけないよう行動する。
- (2) 家庭学習の時間を確保し、余暇時間を活用して心身共に健康的な生活を送るように心がける。
- (3) 友人宅などへ宿泊する場合は両者の保護者の承諾を得る。むやみに外泊をしない。
- (4) 交通道徳を重んじ交通法規を守り、不慮の事故・災害を防止するよう努める。
- (5) 深夜徘徊（午後 11 時から午前 6 時）の対象とならないように、保護者の同伴なしでの夜間の外出はしない。
- (6) お互いに尊重し高めあえるような友人関係を築けるよう心がけ、異性とは節度を持って交際する。
- (7) 飲酒・喫煙等、未成年者が禁じられている行為をしないとともに、遊技場（パチンコ店など）その他未成年の出入りが禁じられている場所や不健全な場所には出入りしない。
- (8) 許可なく運転免許を取得しない。
- (9) 交通事故や違反、その他突発的な事故にあった場合は、速やかに学校に届け出る。
- (10) 不審者や変質者からの被害にあった場合は、関係諸機関（警察等）に届け出るとともに、速やかに学校にも届け出る。

6 アルバイトについて

本校はアルバイトを届出制としている。必ず届出書を提出して、学校生活に支障が出ないようにすること。

7 通学

(1) 自転車通学

ア 許可条件

交通ルールを守れる者

イ 手続き

(ア) 「自転車通学許可願」を担任に提出する。

(イ) 安全上の問題が無く、防犯登録・自転車保険に加入している自転車を

使用する。

(ウ) 雨具 (カッパ) を用意する。(常に携行する)

(エ) 登録番号ステッカーを受け取り、自転車後部の泥よけのよく見える位置に貼る。

ウ 安全

(ア) 交通ルールを守るとともに、定期的に安全点検を実施するなど、安全には十分な配慮をする。

(イ) 寒冷期の防寒具として華美でないウインドブレイカーなどを各自で用意し、必要に応じて着用する。

(ウ) ヘルメットの着用に努める。

(2) 原動機付自転車 (原付) 通学

本校では安全上の理由から、原則として原動機付自転車(以下原付と呼ぶ。)免許証の取得及び原付の使用は禁止している。ただし、険しい山間部に住むなど通学に困難を抱える生徒の原付運転免許取得及び使用については別途検討する。

ア 許可条件

補習あるいは部活動参加状況が良好であり、以下の (ア) ~ (エ) のいずれかの条件を満たし、生徒指導部が妥当であると判断した場合に許可をする。

(ア) 公共交通機関がなく、自宅から学校までの道のりが 6 km 以上の場合。

(イ) 自宅から最寄りのバス停までの道のりが 4 km 以上の場合。

(ウ) 起伏が激しい通学路の場合。

(エ) その他、特別な事情がある場合。

イ 手続き

(ア) 「原付免許取得許可願」を長期休業前 (年 3 回) に生徒指導部交通係へ提出する。(1 年生は冬休みからとする)

(イ) バイク (原付) 通学許可願を生徒指導部交通係へ提出する。

ウ 安全

(ア) 安全運転を心がけ、交通ルールを守る。

(イ) 定期的に安全点検を実施し、バイク通学生指導を受講する。

(ウ) フルフェイスのヘルメットを着用する。

(エ) 寒冷期の防寒具として華美でないウインドブレイカーなどを各自で用意し、必要に応じて着用する。

(3) 車での送迎

保護者による送迎を原則とし、乗降は西門の外で行うこととする。

※正門から校内に乗り入れないこと。